

「兵庫県健康づくり推進プラン」(第2次)の骨子案

本県では、健康づくり推進条例に定める基本計画として「兵庫県健康づくり推進プラン」を制定しています。

同プランは、計画期間を平成24年度～平成28年度としており、現在、来年度からの新たなプラン(第2次プラン)の策定(改定)作業を行っています。

今回の健康づくり審議会では、事務局において作成した次期プランの骨子案(別紙「資料1-2」及び「資料1-3」のとおり)を議題とさせていただき、この骨子案に対してご意見をいただきたいと考えています。

ご意見をいただきたいポイント

「資料1-3」に、基本目標、基本方針、分野別方針の各項目について、充実すべき事項を記載しています。

この点を中心に、次期プランに盛り込むべき内容、考慮すべき健康課題等について、ご意見をお願いします。

[参考]健康づくり推進プランと健康づくり推進実施計画の関係

		健康づくり推進プラン	[参考]健康づくり推進実施計画
計画期間	現行	H24年度～H28年度 [5カ年]	H25年度～H29年度 [5カ年]
	次期(予定)	H29年度～H34年度 [6カ年]	H30年度～H34年度 [5カ年]
条例上の位置づけ		基本計画 [条例第8条]	実施計画 [条例第9条]
内 容※		<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・基本目標 ・基本方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標 ・具体的な施策

※プランと実施計画のすみ分けは右表のとおりです。	「プランで規定」 実施計画 で規定	基本理念 ↓	県民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活をおくる社会の実現
		基本目標(例) ↓	県民一人ひとりが主体的に心身の健康づくりを推進
		基本方針(例) ↓	健診の受診等の疾病の早期発見・早期治療の重要性に関する情報提供を行う
		数値目標(例) ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率70% [29年度] ・特定保健指導終了率45% [29年度]
		具体的な施策(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導の必要性等の普及 ・特定保健指導担当者の資質向上の研修会の開催